

令和 8 年度土浦市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とし、調達対象は、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

3 調達する目標額

市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は、次のとおりとする。

目標額 **1, 300 千円以上**

4 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

(1) 市は、円滑に障害者就労施設等へ物品等が発注することとし、発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

(2) 市は、必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障害者就労施設等で対応することにより、当該施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

5 調達実績の公表

市は、調達実績に関して、令和 9 年 5 月末までに概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

6 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とする。

付 則

この方針は、公表の日から施行する。